平成３１年４月１７日

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）　殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官　殿

文部科学省大臣官房国際課長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長　殿

財務省国際局国際機構課企画官

　平素よりFATF勧告に沿ったテロ資金供与対策にご協力頂き誠に有難うございます。FATF勧告8は、リスクベースアプローチに従いNPOがテロ資金供与に悪用されることを防止するための焦点を絞った適切な対応を採ることを求めております。

また、貴府省の意見やFATFによる調査等を踏まえ、NPOのテロ資金供与に対する脆弱性及びNPOに関するテロ資金供与上の脅威の性質として、以下を特定しておりますところ、これを踏まえ引き続きFATF勧告に沿った適切な対応を採るようお願い申し上げます。

【脆弱性】

・テロ行為にさらされている地域やその周辺で活動を行っている。

・海外送金、国外の者への資金提供を行っている。

・資金提供先での資金使途が不透明である。

・相当量の資金へのアクセスを有する。現金を集中的に扱う。

【脅威の性質】

・テロ関係者がNPOを設立し、資金調達、資金移動、リクルート活動又はテロ支援活動を行う。

・テロ関係者がNPOに関与し、寄付金を横領又は資金移動を行う。

・NPOのパートナーである国外NPOにテロ関係者が関与している。

さらに、FATFの審査メソドロジー8.2(d)においては、各国は、緊急慈善活動の対象となる又は人道上の懸念ある地域の金融セクターの能力が様々であることに留意しつつ、可能な限りNPOが規制された金融チャンネルを通じて取引を実施するようNPOに奨励しなければならないとされております。

つきましては、所管の法人（公益法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人）に対し、取引の決済等において、上記に留意し、可能な限り各国の当局により規制された正規の金融機関を通じて実施することを奨励するようお願い申し上げます。